

二戸地区広域行政事務組合告示第4号

二戸地区広域行政事務組合介護支援専門員資格取得等助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 構成市町村内事業所における介護支援専門員の確保並びに職場への定着を促進し、もって構成市町村内における安定的な介護サービス等の提供体制の確保及び質の向上を図るため、介護支援専門員の資格取得等に要する経費に対し、予算の範囲内で、二戸地区広域行政事務組合補助金交付規則（平成8年二戸地区広域行政事務組合規則第1号）において準用する二戸市補助金交付規則（平成18年二戸市規則第60号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 構成市町村 二戸地区広域行政事務組合を構成する市町村をいう。
- (2) 構成市町村内事業所 構成市町村内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者をいう。
- (3) 介護支援専門員実務研修受講試験 介護保険法第69条の2第1項の規定に基づき都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験をいう。
- (4) 介護支援専門員実務研修 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第113条の4第1項に規定する研修をいう。
- (5) 介護支援専門員再研修 介護保険法施行規則第113条の16第1項に規定する再研修をいう。
- (6) 介護支援専門員証 介護保険法第69条の7第1項に規定する都道府県が交付する専門員証をいう。

(補助金交付の対象等)

第3条 補助金交付の対象、補助事業の内容及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。ただし、国、地方公共団体、公益団体等から同種の補助金等を受けている者は、補助金の交付を受けることができない。

(提出書類及び提出期日)

第4条 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。ただし、管理者がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 管理者は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、二戸地区広域行政事務組合介護支援専門員資格取得費補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条関係）

補助対象事業	補助金交付の対象	補助事業の内容及び補助金の額
介護支援専門員実務研修受講試験受験助成	<p>該当する年度の介護支援専門員実務研修受講試験を受験した者のうち、次の(1)、(2)に掲げるいずれかの要件を満たす者であること。（事業者が経費を負担した場合は経費を負担した事業者）</p> <p>(1) 構成市町村内事業所で就労している者</p> <p>(2) 構成市町村内に住民登録があり、構成市町村内事業所で就労を希望している者</p>	<p>介護支援専門員実務研修受講試験受験手数料</p> <p>上記に要する経費の10分の10に相当する額とする。（千円未満切捨て）</p>
介護支援専門員資格取得・就労助成	<p>該当する年度の介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者のうち、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。（事業者が経費を負担した場合は経費を負担した事業者）</p> <p>(1) 介護支援専門員実務研修の課程を修了し、県知事の登録を受け、介護支援専門員証の交付を受けた者</p> <p>(2) 前号の登録を受けた後、構成市町村内事業所において、介護支援専門員として就労を開始した者又は就労予定の者</p>	<p>介護支援専門員実務研修受講料（テキスト代を含む。）、介護支援専門員証交付申請手数料</p> <p>上記に要する経費の10分の10に相当する額とする。（千円未満切捨て）</p>
介護支援専門員再研修受講・就労助成	<p>次に掲げる全ての要件を満たす者であること。（事業者が経費を負担した場合は経費を負担した事業者）</p> <p>(1) 該当する年度の介護支援専門員証の交付を受けるための再研修を修了し、かつ、介護支援専門員証の交付を受けた者</p> <p>(2) 前号の交付を受けた後、構成市町村内事業所において、介護支援専門員として就労を開始した者又は就労予定の者</p>	<p>介護支援専門員再研修受講料（テキスト代を含む）、介護支援専門員証交付申請手数料</p> <p>上記に要する経費の10分の10に相当する額とする。（千円未満切捨て）</p>

備考 この表において「就労」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣による就労は含まないものとする。

別表第2（第4条関係）

補助対象事業	条項	提出する書類及び添付書類	様式	提出期日
介護支援専門員実務研修受講試験受験助成	規則第4条の規定による書類	二戸地区広域行政事務組合介護支援専門員資格取得費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。） 二戸地区広域行政事務組合介護支援専門員資格取得等助成事業補助金計算書（以下「計算書」という。） 1 補助対象経費の支払いに係る領収書（当該領収書の宛名が補助金の交付を受けようとする者であるものに限る。以下「領収書」という。）の写し 2 構成市町村外に住民登録がある者は、住民票の写し	第1号 第2号	介護支援専門員実務研修受講試験実施の日から30日以内
	規則第13条第1項の規定による書類	二戸地区広域行政事務組合介護支援専門員資格取得費補助金請求書（以下「請求書」という。） 介護支援専門員資格取得等助成事業補助金精算書（以下「精算書」という。）	第5号 第2号	交付決定から30日以内又は該当する年度の3月31日のいずれか早い日
介護支援専門員資格取得・就労助成	規則第4条の規定による書類	交付申請書 計算書 1 領収書の写し 2 構成市町村外に住民登録がある者は、住民票の写し	第1号 第2号	介護支援専門員証の交付を受けた日から30日以内又は該当する年度の3月31日のいずれか早い日
	規則第13条第1項の規定による書類	請求書 精算書 二戸地区広域行政事務組合介護支援専門員資格取得等助成事業就労（見込）証明書（以下「就労（見込）証明書」という。） 1 介護支援専門員証の写し	第5号 第2号 第3号	該当する年度の3月31日
介護支援専門員再研修受講・就労助成	規則第4条の規定による書類	交付申請書 計算書 1 領収書の写し 2 構成市町村外に住民登録がある者は、住民票の写し	第1号 第2号	介護支援専門員証の交付を受けた日から30日以内又は該当する年度の3月31日のいずれか早い日
	規則第13条第1項の規定による書類	請求書 精算書 就労（見込）証明書 1 介護支援専門員証の写し 2 研修を終了したことを証明する書類（研修を行った者が交付したのものに限る。）の写し	第5号 第2号 第3号	該当する年度の3月31日